

1．議事日程第1号

(平成22年第7回大口町議会定例会)

平成22年11月30日

午前9時30分開議

於議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第72号 尾張北部広域行政圏協議会の廃止についてまで、並びに諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(提案説明)
- 日程第5 議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてまで(質疑・討論・採決)

2．出席議員は次のとおりである。(14名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
10番	齊木一三	11番	吉田正輝
12番	木野春徳	13番	倉知敏美
14番	酒井久和	15番	宇野昌康

3．欠席議員は次のとおりである。(なし)

4．欠員(1名)

5 . 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 進	副 町 長	大 森 滋
教 育 長	長 屋 孝 成	地 域 協 働 部 長	近 藤 定 昭
健 康 福 祉 部 長	村 田 貞 俊	建 設 部 長	野 田 透
総 務 部 長	小 島 幹 久	生 涯 教 育 部 長	三 輪 恒 久
会 計 管 理 者	星 野 健 一	政 策 推 進 課 長	社 本 寛

6 . 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	河 合 俊 英	議 会 事 務 局 長 次	佐 藤 幹 広
-------------	---------	------------------	---------

開会及び開議の宣告

議長（酒井久和君） ただいまから平成22年第7回大口町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

（午前 9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（酒井久和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番 酒井廣治議員、7番 丹羽勉議員を指名いたします。

会期の決定

議長（酒井久和君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月16日までの17日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元の会期日程のとおりであります。

諸般の報告

議長（酒井久和君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の9月分及び10月分について、並びに平成22年度財政援助団体等監査の結果についての報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしました。

次に、愛知保育団体連絡協議会会長 加藤哲雄氏より「保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書」、愛知自治体キャラバン実行委員会代表者 徳田秋氏より「介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書」が提出されましたので、文教福祉常任委員会に送付いたしました。

次に、あいち沖縄会議代表 牛島達夫氏より「地方自治体において明確にされた住民意思を尊重し国家政策に反映することを政府に求める意見書提出に関する陳情書」が提出されましたので、総務建設常任委員会に送付いたしました。

次に、全国福祉保育労働組合東海地方本部 愛知県民集会実行委員会会長 石井一由記氏より「国の責任による社会福祉施策の充実を求める意見書提出を求める陳情書」及び「社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める意見書提出を求める陳情書」が提出されましたので、文教福祉常任委員会に送付いたしました。

次に、愛知北農業協同組合 代表理事組合長 石田祥二氏より「T P P交渉参加反対に関する緊急要請」が提出されましたので、総務建設常任委員会に送付いたしました。

以上、6件の陳情等については、それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

次に、本定例会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により出席を求めていますので、御報告をいたします。

次に、文教福祉常任委員会が所管事務調査を行っておりますので、委員長から報告を願います。

酒井委員長。

文教福祉常任委員長（酒井廣治君） 改めまして、おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、文教福祉常任委員会の視察報告を行います。

当委員会は、9月29日、9月30日の2日間、福井県勝山市福祉健康センターすこやか、同県坂井市丸岡町、社会福祉法人親渉会つぼみ保育園の2ヵ所を視察いたしました。

勝山市福祉健康センターでの視察テーマは「子育て支援日本一を目指した施策」について視察いたしました。

勝山市は、福井県の東北部に位置し、昭和29年9月1日町村合併法により、人口3万9,043人で発足した市であります。その後、人口は昭和55年3万852人、平成17年には2万6,961人、さらには平成27年の推計では2万3,927人と、人口の減少傾向に歯どめがかからない状態になっています。こうした状況の中、子供の状況と子育ての実態を把握する中、現山岸市長は、現在10年目、先回のマニフェストにて子育て、教育、福祉の充実を掲げ、8年間の分析から子育て環境日本一を目指して、子育て環境モデル都市の実現に力を入れることを公約といたしました。

具体的な施策として、1.安全、安心な出産体制の確立。市内の病院と福井大学病院が連携し、妊婦検診時の交通費の助成制度等を行いました。2.第3子以上が生まれたら、奨励金の進呈。第3子には30万円、第4子には40万円、第5子以降は50万円が進呈される制度を制定。それから、トップクラスの保育料の軽減。福井県内でも、保育料の軽減率はトップクラスの設定をいたしました。第3子以降3歳未満児は無料、第3子以降3歳児以上児は2分の1、3人同時の入園の場合は、3人目は無料。ちなみに、県内全域においての待機児童はなしのことです。

次に、放課後児童クラブの利用料無料と対象児童要件の緩和を行いました。本来なら、小学校1年生から3年生に限定していたが、すべての小学生が利用できるように、しかも無料で行いました。

そのほか、子育て事業のショートステイ、トワイライトステイについては、大野市にある児童擁護施設の偕生慈童苑に委託し、利用者は2歳以上の子供としてスタート。ショートステイは数年利用者がなかったが、21年度に1件の利用者があり、トワイライトステイについては、利用者はなしとのことでした。

子育て生活応援隊事業は、子育て家庭の簡単な家事や保育を代行するサービス。また一時預かりも3園で実施し、病児保育園も1園での実施でございます。

次世代育成支援地域行動計画「後期行動計画」については、すべての施策、事業にそれぞれの数値目標を設定し、毎年度の計画の実施状況を把握し、点検して公表しています。

以上が、勝山市の子育て支援策を調査した結果でございます。勝山市と大口町とは、置かれている立場が違ふと思います。優先すべき施策も異なることは理解できますが、勝山市の子育て支援、先進としての理念と各種の取り組みの姿勢は、本町にとって参考になることが多々あるかと感じております。

次に、9月30日に視察いたしました、つぼみ保育園の視察報告でございます。

つぼみ保育園は、昭和41年に無認可保育所として園児70人でスタート。当時は子供が多く、また共稼ぎが多い中、保護者がどうかしたいという声の中、当時教員だった現副園長も4人の子供を持つ母親として、何とかしたいという気持ちから立ち上げたということでした。昭和44年に、社会福祉法人化、保育園の設立と同時に立ち上がった保護者会の役員のほとんどが、社会福祉法人の役員となっている。現在も保護者会から役員が出ており、法人の経営に携わっている。その後移転増築し、現在は228名を超える私立保育園です。

要因は、保護者会とともに保育園づくりをしたことが大きな成果と考えており、こうした保育が認められ子供たちがふえてきたと思います。保護者が一生懸命保育園を応援してくれる。職員はそれにこたえ頑張る。保護者はそれを見て、もっと応援する。職員もさらに頑張る。こうした相乗効果があり、保育園と保護者がよい関係で続いていったということでした。

保育の目標は、明るい子、強い子、考える子で、子供が主人公。基本理念は、保育園のころは、人間としての心の基礎ができる大切な時期、大きくなったら心豊かな人格者、社会を発展させる人、子供たちの権利を尊重し、幸せを心から願って保育をするということです。

特色として、保育室は仕切りがありません。2歳児から5歳児の子供たちが仲よく生活。

2番目に、遊びを選べる環境が室内にも庭園にもあり、子供たちは自由に遊べる。

3番目、田んぼに畑、四季折々の花や果実に囲まれた自然環境が豊かなところで、おおらか

な心とたくましい体力づくり。

4番目、「子供に自由とよい環境を」という理念を世界じゅうに伝えたイタリアの教育者マリア・モンテッソーリの教育法を取り入れている。

その他、食育教育、職員の積極的な研修参加、ケース会議の開催、看護師の配置、5歳児は1泊旅行、第三者評価等々の施策が講じておられます。

視察して、各部屋にはすべてトイレがあり、遊ぶものもすべてが手の届くところに配置されています。なかよしクラスとして、2歳から5歳児は縦割りとなっており、仕切りのない保育室が3室あり、各部屋には60人の子供がいる。職員は6人ずつ18人を配置し、縦割りを始めて35年になりますが、縦割りは、おにいちゃん、おねえちゃん、弟、妹の関係ができる。一人っ子の親からは、本当によかったという声を聞いている。当日は、運動会の練習をしていましたが、無理を強いていない、希望することをやらせる、できなくても怒らない、できたら褒めてあげる。自由だけど、たくさんの決まり事を子供は守っている感じを受けました。

公立保育園も、私立保育園の子供を保育する目標、理念、方針は相違は大きくないと思います。今回の視察は、今後の保育園事業に参考になることが多々ありました。

以上をもちまして、文教福祉常任委員会の視察報告を終わります。

議長（酒井久和君） 以上で諸般の報告を終わります。

議案第58号から議案第72号まで並びに諮問第1号について（提案説明）

議長（酒井久和君） 日程第4、議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、議案第72号 尾張北部広域行政圏協議会の廃止についてまで並びに諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（森 進君） 議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程させていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。大口町議会の議員の期末手当に関して、一般職の職員に準じた給与改定を実施するものであります。

次に、議案第59号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。大口町特別職の職員で常勤のものの給与に関して、一般職の職員に準じた給与改定を実施するものであります。

次に、議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。職員

の給与を、国家公務員に準じて改正をするものであります。

次に、議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正について、議案第62号 大口町道路占用料条例の一部改正について及び議案第63号 大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正についてであります。以上3件の条例の一部改正につきましては、地価下落を反映させた、使用料及び占用料の額に改正をするものであります。

次に、議案第64号 尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてであります。都市計画区域再編に伴う名称変更のため改正を行うものであります。

次に、議案第65号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出それぞれ2億2,147万3,000円を増額し、その総額を78億5,503万9,000円とするものであります。

次に、議案第66号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ16万3,000円を増額し、その総額を19億4,862万円とするものであります。

次に、議案第67号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ30万6,000円を増額し、その総額を1億7,719万円とするものであります。

次に、議案第68号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ94万1,000円を減額し、その総額を9億3,372万6,000円とするものであります。

次に、議案第69号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出それぞれ343万8,000円を増額し、その総額を7億7,431万5,000円とするものであります。

次に、議案第70号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出それぞれ8万1,000円を減額し、その総額を2,428万1,000円とするものであります。

次に、議案第71号 庁舎耐震補強改修工事請負契約の変更についてであります。庁舎耐震補強改修工事の設計変更に伴い、請負金額を変更するものであります。

次に、議案第72号 尾張北部広域行政圏協議会の廃止についてであります。国の政策転換により、広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことを受け、尾張北部広域行政圏協議会を廃止することによるものであります。

最後に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。平成23年6月30日をもって、人権擁護委員 吉村千鶴氏の任期が満了となるため、後任を推薦する必要がありますからであります。後任には、昭和38年10月30日生まれ、丹羽郡大口町秋田三丁目17番地、安藤亮子氏を推薦させていただきますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、安藤亮子氏の略歴書を添付させていただきましたので、御参照ください。

以上、15議案、1諮問についての提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当部長からそれぞれ説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（酒井久和君） 議案第58号から議案第60号までについて、総務部長、説明をお願いします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてまで、順次その内容の説明をさせていただきます。

初めに、58号から60号の3議案の条例の一部改正については、本年8月10日、人事院が国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与の改定を勧告し、それを受け11月1日、人事院勧告どおり改定を行うとともに、特別職の国家公務員の給与についても、おおむね一般職の職員の改定の趣旨に沿って取り扱うものとして閣議決定されたことによるものであります。

3議案の条例の一部改正は、国家公務員の給与改定に準じた内容となっております。給与改定の内容につきましては、給料月額については一部給料表の引き下げ改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当については、年間で議会議員が0.15月分、常勤の特別職が同じく0.15月分、一般職員が0.20月分、再任用職員が0.10月分を引き下げる勧告がなされ、これを受けた改正であります。

それでは、議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年大口村条例第1号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、2ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

今回の一部改正は、大口町議会の議員の期末手当に関して、一般職の職員に準じた給与改定を実施するものであります。

新旧対照表の上の表であります。第6条第2項中、12月に支給する期末手当の支給割合を、100分の165から0.15月減の100分の150に改正するものであります。参考資料として、議案第60号の一番最後に、平成22年12月給与改正の概要（参考資料）を添付し、その中の(3)期末手当、勤勉手当の支給割合の改正の表がありますので、あわせてごらんください。

続いて、条例の一部を改正する条例の第2条の改正であります。

先ほどの2ページの新旧対照表の下の表をごらんください。ここでは23年度以降の期末手当の支給割合を第6条第2項中、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の145から100分の140に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の155に改正するものであります。

1ページへお戻りください。

附則、この条例は平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

以上で、議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第59号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。改正の内容については、議案第58号の改正理由と同じであります。第4条第2項中、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の165から100分の150に改正するものであります。

続いて第2条、同条例の一部を次のように改正する。第4条第2項中、6月に支給する期末手当の支給割合を100分の145から100分の140に、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の150から100分の155に改正するものであります。

2ページは新旧対照表であります。御参照ください。附則、この条例は平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

以上で、議案第59号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

次に、議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、その内容の説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

大口町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

第1条、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）の一部を次のように改正する。第1条の一部改正は、期末手当、勤勉手当の支給割合の改正、民間との給与較差解消のため平均0.1%の引き下げによる給料表の改正、55歳を超える管理職の給料月額を1.5%減

ずる改正であります。

なお、40ページには平成22年12月給与改正等の概要（参考資料）を添付しましたので、あわせてごらんください。改正の詳しい内容につきましては、16ページの新旧対照表により説明させていただきます。

16ページをお開きください。

第20条第2項は、期末手当について規定しており、12月に支給する割合を100分の135に改めるものです。

同条第3項は、再任用職員の期末手当について100分の80に改めるものです。

一般職員の勤勉手当について規定しております第21条第2項第1号で、100分の70を100分の65に改め、同項第2号で、再任用職員の勤勉手当を100分の30に改めるものです。

1ページにお戻りください。

中央部分ですが、附則20項を次のように改めるとあります。ここでは、55歳を超える管理職、この条例では、給料表で6級以上の職員で特定職員と規定されていますが、この特定職員の給料月額を1.5%減ずる改正であり、それに伴い期末手当、勤勉手当等、給料月額を基礎とする計算においてもそれぞれ減額するよう改正しているものです。

3ページの22項については、1時間当たりの給与額、4ページの23項は欠勤等における給与の減額、24項は勤勉手当の総額等給料月額を基礎として計算するものについても減額する旨を規定したものです。

4ページ最下段は、別表第1及び別表第2の給料表を改正し一部を減額するものです。

以下、別表第1及び別表第2を5ページから10ページまで掲載しております。

それでは、11ページをお開きください。

第2条、大口町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、34ページの新旧対照表により説明させていただきます。

34ページをお開きください。

34ページの第2条の改正は、23年度から適用されるもので、第20条第2項で期末手当の一般職員6月支給を100分の122.5に、12月支給を100分の137.5に改めるものです。

21条第1号では、一般職員の6月と12月支給の勤勉手当の総額の基礎となる率をそれぞれ100分の67.5に、再任用職員の率を100分の32.5に改めるものです。

11ページにお戻りください。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正。

第3条、大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大口町条例第5号）の一部を次のように改正する。改正の内容につきましては、36ページの新旧対照表により

説明させていただきます。

36ページ、この改正は、平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、給料月額について改定が行われることを踏まえ、給料の切りかえに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、改定時において引き下げの改定が行われる給料月額を受ける職員を対象として引き下げることとしたためであります。

11ページにお戻りください。

附則、（施行期日）第1条、この条例は平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附則第2条、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置の規定です。内容については参考資料で説明させていただきます。

議案の41ページをお願いいたします。一番最後の紙面になります。

(1)平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置。平成22年12月に支給する期末手当の額について、今回の給与改正による減額対象者において、期末手当改定後の額から、(a)の既に支給された給料等の月額に100分の0.28を乗じた額の通常なら8ヵ月分と、(b)の6月に支給された期末・勤勉手当に同じく100分の0.28を乗じた額の合計額を減額するものです。この減額の特例措置の対象者は、今回の給与改正による減額対象者で参考資料41ページの(2)の表に掲げられている職員以外のものです。

13ページにお戻りください。

附則第3条は、平成22年4月1日以前に55歳に達した職員に関する読みかえ規定で、条例附則第20項では、特定職員が55歳に達した日以後の最初の4月1日からそれぞれの額が減額されますが、今年の4月1日以前に55歳に達した職員は12月1日から減額されるものです。

附則第5条は、育児休業条例の一部改正であります。育児休業条例に附則を加えることにより、給与条例附則第20項の規定により、給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読みかえを行い、給料月額が減額されている特定職員においては、育児休業条例においても給料月額をもとに計算しているものは同様に減額するよう定めています。

最後に、15ページの附則第6条。

ここでは、大口町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となっております。附則を加えることにより、介護休暇における1時間当たりの給与額も、特定職員においては同様に減額するよう定めたものです。

以上で、議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について提案説明を終わります。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第61号から議案第64号までについて、建設部長、説明を願

います。

建設部長（野田 透君） それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正についてから説明をさせていただきます。

今回の改正は、公共用物の使用料の改正を行うものでございます。

この使用料については、大口町道路占用料条例に定める料金をそのまま準用しておりますが、その道路占用料について、国及び県において、近年の全国的な地価水準の下落や、市町村合併の進展等の状況を踏まえ、見直しがされてきております。これを受けて、次の議案第62号として上程しておりますが、道路占用料の改正を考えており、準用する公共用物使用料についても改正するものであります。

1ページをごらんください。

大口町公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例。

大口町公共用物の管理に関する条例（昭和49年大口町条例第7号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

6ページ以降、別表の新と旧を添付しておりますが、詳細は、次の議案であります道路占用料条例の方で説明させていただきますので、ここでは6ページをお願いいたします。

これまで、使用料については、各物件についてそれぞれ金額を表示した表としておりましたが、一括して、大口町道路占用料条例に定める額とするというように改めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

附則であります。第1項、この条例は平成23年4月1日から施行する。

第2項は、この改正に伴う激変緩和のために、改正前から継続使用しているものについては、改正前の使用料に経過年数を指標とする1.1のべき乗を乗じて得た調整使用料額が、新使用料を上回るまでの間、その調整使用料額を使用料とするというものでございます。

以上で、議案第61号 大口町公共用物の管理に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第62号 大口町道路占用料条例の一部改正について説明させていただきます。

先ほどの公共用物の管理条例でも説明させていただきましたが、国及び県において、近年の全国的な地価水準の下落や、市町村合併の進展等の現状を踏まえ、見直しがされてきております。

これまで、大口町も県の条例に準じて占用料を定めていることから、今回も、県に準じて条例改正を行うものであります。

1ページをごらんください。

大口町道路占用料条例の一部を改正する条例。

大口町道路占用料条例（平成3年大口町条例第1号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきますので、6ページをごらんください。

占用料の減免を規定した第7条第1項各号を1号ずつ繰り下げ、第1号として道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第8号に掲げる応急仮設建築物を加えます。この応急仮設建築物とは、被災者の居住用や災害救助のために建築するものであります。

また、1号ずつ繰り下げたことにより、これまで第1号に該当するものとしていたものを第2号に改めるものです。また、第2号は、国、地方公共団体及び公営企業の行う事業に係るものであります。

次に、7ページ以降の新旧の別表をごらんください。

ほとんどの占用物件について占用料の改正を行います。

このうち、町内において占用数の多いものについて説明をさせていただきます。

電柱についてでございますが、町内に一番多くあります電線を4条または5条支持する第2種電柱が、1本1年につき1,700円から1,300円に、電話柱については、標準的な3条以下の電線を支持する第1種電話柱が、1本1年につき970円から730円に減額改正します。その他の電柱、電話柱についても減額となります。

また、共架電線については、1メートル1年につき10円から7円に、やはり減額となります。ガス管、水管、下水道管その他これらに類するものについては、これまで外径により六つの区分けであったものを、今回九つの区分けとし、より実態に合った形に改正します。

町内での占用延長が長い、ガス管の外径0.1から0.3メートルのものを例にしますと、これまでは、10ページをごらんください、0.1以上0.15メートル未満、長さ1メートル1年につき75円、0.15以上0.2メートル未満、長さ1メートル1年につき100円、0.2以上0.4メートル未満、長さ1メートル1年につき200円の三つの区分けであったものが、7ページをごらんください、0.1以上0.15メートル未満、長さ1メートル1年につき66円、0.15以上0.2メートル未満、長さ1メートル1年につき88円、0.2以上0.3メートル未満、長さ1メートル1年につき130円、0.3以上0.4メートル未満、長さ1メートル1年につき180円の四つの区分けとなります。このように、地価下落を反映し、全体的には減額となります。ただし、看板、旗ざお、幕、アーチ等は設置箇所から、占用料の算出を商業地の地価を基準としており、愛知県内の町村における商業地の平均地価が上昇したため、8ページでございますが、看板ですと、一時的に設けるものが、1平方メートル一月につき140円から180円に、その他のものについては、1平方メー

トル1年につき1,400円から1,800円となり、逆に値上がりすることになります。旗ざお、幕、アーチ等についても、同様、値上がりとなります。

それでは、5ページをごらんください。

附則であります。第1項、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

第2項については、この改正に伴う激変緩和のため、改正前から継続占用されているものについては、改正前の占用料に経過年数を指標とする1.1のべき乗を乗じて得た調整占用料額が、新占用料を上回るまでの間、その調整占用料額を占用料とするというものでございます。

以上で、議案第62号 大口町道路占用料条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第63号 大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例。

大口町準用河川の流水占用料等に関する条例（平成12年大口町条例第31号）の一部を次のように改正する。別表を次のように改める。

6ページからの新旧対照表をごらんください。

これまでの、前二つの議案と同様な理由で、占用料を改正するものであります。

別表の(2)土地占用料につきましては、これまで大口町道路占用料条例による占用料を準用し、各物件につきましては土地占用料のそれぞれ金額を表示した表としておりましたが、今回の改正に当たり、一括して大口町道路占用料条例に定める額とするというように改正をいたします。

5ページをお願いいたします。

附則であります。第1項、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上で、議案第63号 大口町準用河川の流水占用料等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第64号 尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

2枚目をごらんください。

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例。

尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例（平成5年大口町条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名中「尾張北部都市計画」を「尾張都市計画」に改める。

県では、少子高齢社会の進行、自家用車の普及に伴う日常生活圏の拡大、市町村合併の進展

などの都市構造の変化に対応し、現在、20の都市計画区域を六つの都市計画区域に年内をめぐりに再編されます。

大口町は現在、近隣の小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、扶桑町とともに尾張北部都市計画区域内であります。春日井市、一宮市、稲沢市と合わせて尾張都市計画区域に再編されるため、今回、条例の題名中の都市計画区域名を改正いたします。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとするものであります。

以上で、議案第64号 尾張北部都市計画大口下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第65号について、総務部長、説明をお願いします。

総務部長（小島幹久君） それでは、議案第65号 平成22年度大口町一般会計補正予算（第5号）について、その内容の説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入、款1.町税、項1.町民税、目1.個人9,100万円の増額であり、個人町民税の調定額に徴収率を加味して、当初予算額との差額を追加計上するものであります。

同じく項2.目1.固定資産税1億2,500万円の増額であり、現在の調定額に徴収率を加味して、当初予算との差額を追加計上するものです。

款13.国庫支出金、項2.国庫補助金、目2.衛生費国庫補助金170万5,000円の減額で、女性特有のがん検診の疾病予防対策事業費補助金の算定において、当初補助率10分の10で計算していましたが、2分の1となったため減額補正するものです。

同じく目4.教育費国庫補助金23万9,000円の増額ですが、幼稚園就園奨励費補助金で対象者がふえたことによる追加であります。

款14.県支出金、項1.県負担金、目1.民生費県負担金22万9,000円の増額で、後期高齢者医療保険基盤安定拠出金の確定による追加であります。

同じく項2.県補助金、目3.衛生費県補助金477万1,000円の増額です。新型インフルエンザワクチン接種事業費補助金と子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金交付金を新たに計上するものです。

同じく項3.委託金、目4.土木費委託金5万円の減額で、都市計画基礎調査委託事業の減額に伴い減額するものです。

次に款19.諸収入、項3.雑入、目4.雑入198万9,000円の増額で、その内訳は節2.民生費雑入1万3,000円と節6.土木費雑入で萩島地内の合瀬川河川改修に伴う公共補償費197万6,000円です。

次に歳出です。1枚めくっていただき13ページ、14ページをお願いします。

款1.議会費、項1.議会費、目1.議会費532万3,000円の減額は、人事院勧告及び欠員による議員数の減少に伴うものです。

なお、今後の説明で職員給与費の減額について人勧によると説明させていただきますが、扶養手当や通勤手当等による変動も含んでいる場合がありますのでご了承願います。

款2.総務費、項1.総務管理費、目1.行政管理費163万6,000円の減額は、人勧に伴う減額と節7.賃金の42万7,000円は産休職員の補充のためであります。

15ページ、16ページの目2.政策推進管理費171万7,000円の減額は、主に人勧と時間外勤務手当の減額であります。

目8.住民自治費2万2,000円の増額は、人勧に伴う減額と時間外勤務手当の追加によるものです。

目11.地域振興費36万5,000円の減額は、人勧による減額と老人福祉センター「憩いの湯」の循環ポンプの修繕費の追加によるものです。

目13.明日のまちづくり基金費1,800万円は、今回の人事院勧告の影響額を積立金に追加するものです。

同じく項2.徴税費、目1.税務総務費74万8,000円の減額、次の項3.目1.戸籍住民基本台帳費58万8,000円の減額、次ページの項6.目1.監査委員費12万5,000円の減額については、人勧によるものです。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費6万円の減額は、時間外勤務手当の追加と国民健康保険特別会計繰出金の減額を含め人勧による減額によるものです。

同じく目2.高齢者福祉費30万8,000円の増額については、人勧に伴う職員給与費と介護保険特別会計繰出金の減と、節13.委託料の、利用者増加に伴うヘルパー派遣の軽度生活援助事業、デイサービス利用の生きがい活動支援通所事業委託料の追加。さらには19節のトレーニングセンター利用時の高齢者公の施設利用助成費の追加によるものです。特定財源については、財源内訳に記載してありますのでごらんください。

21ページ、22ページの同じく目3.障がい者福祉費については4万5,000円の増額ですが、通所サービス等利用促進事業で、一宮市の授産施設に通う利用者の送迎費用に係る負担金を計上するものであります。

同じく目4.福祉医療費145万円は、育休から復帰した職員の職員給与費の増額と、人勧の減による差し引きによるものでございます。後期高齢者医療特別会計繰出金の追加によるもので、特定財源が財源内訳に記載してあります。

同じく目5.国民年金費9万5,000円の減額ですが、人勧に伴うものです。

次に23ページ、24ページ、項2.児童福祉費、目1.児童福祉総務費64万6,000円の増額です。

人勤に伴う減額と、就園者数の増加による19節の幼稚園就園奨励費を追加するものです。所要額確定による23節の次世代育成支援対策交付金返還金の計上によるものです。特定財源が財源内訳に記載してあります。

同じく目4. 保育園費123万8,000円の増額は、人勤に伴う減額と臨時保育士と調理員の賃金について、実績と今把握できる見込みによる追加及び南保育園調理室の業務用冷凍冷蔵庫のふぐあいによる保育用備品購入費追加によるものです。

25ページ、26ページをお願いします。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目1. 保健衛生総務費332万円の減額は、人勤及び家庭の事情による中途退職による職員給与費の減額、時間外勤務手当の追加、実績と今後の見込みによる臨時職員の賃金の減額、子ども手当分に対する丹羽広域事務組合水道部への繰り出しとして水道事業負担金を計上したことによるものです。

同じく目2. 予防費2,767万9,000円の増であります。内容は、日本脳炎予防接種再開による乳幼児等予防接種委託料の追加、新たにヒブワクチンを接種することによる委託料の計上、小児用肺炎球菌ワクチン接種委託料、子宮頸がん等ワクチン接種委託料についても新たに計上するものです。節20の扶助費は、これら予防接種における低所得者に対する助成額を計上しております。成人保健事業につきましては、女性特有のがん検診について受診勧奨通知を行うことにより受診率の向上を目指すもので、郵便料と検診増加を見越した委託料の追加をお願いします。特定財源が財源内訳に記載してあります。

27ページ、28ページの目3. 母子保健費26万8,000円は、保健師の退職に対応し、乳幼児健康診査事業などのスタッフとしてその都度保健師を依頼するため、報償金を追加するものです。

目4. 環境衛生費103万3,000円の減額は、人勤に伴う減少であります。

同じく項2. 清掃費、目1. 塵芥処理費73万円の減額は、運営費負担金の精算によるものです。

次に款6. 農業費、項1. 農業費、目2. 農業総務費173万1,000円の減額は人勤に伴うものです。

29、30ページの目5. 農村環境費 8万1,000円の減額も人勤に伴う職員給与費分を繰出金から減額するものです。

次に款8. 土木費、項1. 土木管理費、目1. 土木総務費56万5,000円の減額も人勤に伴うものです。

同じく項2. 道路橋りょう費、目1. 道路橋りょう維持整備費9,707万6,000円の増額です。道路維持管理事業で、今までの実績と今後見込まれる工事等で不足が生じる工事請負費の追加。道路整備事業は中小口地内で無償借地であった未買収道路用地が話し合いがつき購入することとなった案件等不足分を追加するものです。

次ページの橋りょう整備事業は、大口橋架替工事において、橋梁上部工部分を今年度中に発

注するため、工事請負費を追加するものです。また、工期が来年度にまたがるため繰越明許費をお願いしたく、4ページをお開きください。

4ページ第2表、繰越明許費7,577万8,000円を計上させていただいております。

31、32ページにお戻りください。

同じく項4.都市計画費、目1.都市計画総務費397万8,000円の減額は、人勤に伴うものと委託料の事業費確定による減額であります。都市計画基礎調査委託につきましては特定財源についても財源内訳のとおり補正しております。

目6.下水道費1,202万5,000円の増加は、事業完了による19節、水道管移設負担金の減と、後ほど説明させていただく議案第69号の公共下水道事業特別会計補正と関連しますが、下水道事業受益者負担金が当初見込みより大幅な減額となったため、繰出金を追加するものです。

次に款10.教育費、項1.教育総務費、目2.事務局費81万6,000円の減額については、人勤に伴うものです。

目3.学校施設整備事業基金費8,000万円は、今回の補正における歳入、歳出額を考慮し、南小建設等の学校施設整備に備えるため積み立てるものです。

項4.学校給食費及び次ページに続く項5.社会教育費、35ページ、36ページの項6.保健体育費の減額についてはすべて人勤に伴う減額であります。

37ページ、38ページをごらんください。

款14.予備費、項1.予備費、目1.予備費668万6,000円の増は、今回の補正における歳入、歳出額及び今後の予算執行を考慮し追加するものです。

39ページから43ページには、給与費明細書が載せてあります。

44ページ、45ページをお開きください。

44ページ、45ページには、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書が載せてあります。南小学校建設工事費で限度額23億で、平成23年度までとなっております。財源内訳についても予定額が載せてありますのでごらんください。

以上で、議案第65号 平成22年度大口市一般会計補正予算（第5号）について提案説明を終わります。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第66号から議案第68号までについて、健康福祉部長、説明をお願いします。

健康福祉部長（村田貞俊君） おはようございます。

議長さんの指名を受けましたので、議案第66号から68号まで順次説明をさせていただきます。

それでは、議案第66号 平成22年度大口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につき

まして、事項別明細書により、歳入より説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

款3. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目4. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、補正額としましては34万7,000円で、その内容につきましては、70歳から74歳までの方の窓口負担でございますが、1割から2割負担への引き上げが予定されておりましたが、平成23年度も今年度に引き続き1割負担が継続されることになりました。これにより、高齢者受給者証の再交付が必要となり、その経費に対する補助金の交付を受けるものであります。

款9. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 一般会計繰入金、補正額につきましては18万4,000円の減額で、その内容につきましては、先ほど来説明がございます給与改定等による職員給与の減額に伴う繰入金を減額するものでございます。

続きまして、歳出の説明に入ります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、補正額は13万6,000円の増額で、その内容は給与改定等による職員給与費で18万4,000円の減額、一般管理事業で70歳から74歳の方の窓口負担1割継続に伴う高齢受給者証の郵送に係る経費32万円の増額をするものであります。

款10. 諸支出金、項1. 償還金及び還付加算金、目3. 償還金、補正額は24万4,000円の増額で、その内訳は平成21年度出産育児一時金補助金の精算額12万円、高齢者医療制度円滑運営事業補助金の精算額4万3,987円、平成19年度、20年度分の財政調整交付金8万円を追加するものであります。

款11. 項1. 予備費、目1. 予備費、補正額は21万7,000円の減額で、その内容は補正歳入額と補正歳出額の差額分を調整するものとして減額するものであります。

10ページから13ページに給与費明細書を添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第66号 平成22年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

続きまして、議案第67号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、事項別明細書により歳入より説明をさせていただきます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 保険基盤安定繰入金、補正額としましては30万6,000円の増額で、その内容につきましては、後期高齢者の被保険者に係る保険料を軽減した額について、後期高齢者医療の財政の状況、そのほかの事情を勘案して算定した額を一般会計から特別会計に繰り入れるものであります。平成22年度の保険基盤安定負担金の額が2,030

万5,940円となり、当初予算2,000万円の不足額を一般会計から繰り入れるものであります。

続きまして、歳出に入ります。

8 ページ、9 ページをお開きください。

款1.後期高齢者医療広域連合納付金、項1.後期高齢者医療広域連合納付金、目1.後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は30万6,000円の増額で、内容につきましては、平成22年度の後期高齢者の被保険者に係る保険料の軽減額が2,030万5,940円となり、当初予算の不足額を愛知県後期高齢者医療広域連合に納付するため、追加するものであります。

以上で、議案第67号 平成22年度大口町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

続きまして、議案第68号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、御説明させていただきます。

6 ページ、7 ページをお開きください。

款6.繰入金、項2.一般会計繰入金、目3.その他一般会計繰入金、補正額としましては94万1,000円の減額で、その内容につきましては、給与改定、さらには育児休業に伴う職員給与費の繰入金を減額するものであります。

続きまして、歳出でございますが、8 ページ、9 ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額としましては94万1,000円の減額で、内容につきましては、歳入の説明どおりでございます。

参考に、10ページから13ページに給与費明細書を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第68号 平成22年度大口町介護保険特別会計補正予算(第3号)の説明とさせていただきます。以上で終わります。

議長(酒井久和君) 続いて、議案第69号及び議案第70号について、建設部長、説明願います。

建設部長(野田 透君) それでは、議長さんより御指名をいただきましたので、議案第69号

平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして説明させていただきます。

事項別明細書6 ページ、7 ページをお願いいたします。

歳入であります。款1.分担金及び負担金、項1.負担金、目1.公共下水道事業負担金、補正額は2,356万円の減額で、その内容は、これまで各年度の供用開始地区に対する受益者負担金の前納率のデータから、今年度も受益者負担金の前納分を見込んでおりましたが、予想以下であったことによる減額であります。

款2.使用料及び手数料、項1.使用料、目1.下水道使用料、補正額は1,487万3,000円の増額で、

その内容は、大きな工場等の接続件数の増などによる使用料の増額によるものであります。

款4.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.一般会計繰入金、補正額は1,212万5,000円の増額で、その内容は、受益者負担金の減額により、一般会計繰入金を増額するものであります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出であります。款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額は237万5,000円の減額で、その内容は、職員給与費及び事業認可変更に係る委託料の執行残を減額するものであります。

目2.維持管理費、補正額は2,002万8,000円の増額で、その内容は、下水道処理水量の増加に伴う流域下水道維持管理負担金の増額であります。

款2.下水道建設費、項1.下水道建設費、目1.下水道建設費、補正額は1,421万5,000円の減額で、その内容は、受益者負担金納期前納入報奨金の減額及び測量実施設計委託料の執行残を減額するものであります。

なお、10ページから13ページまでに職員給与費明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思っております。

以上で、議案第69号 平成22年度大口町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。

続いて、議案第70号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして説明をさせていただきます。

事項別明細書、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入であります。款3.繰入金、項1.一般会計繰入金、目1.一般会計繰入金、補正額は8万1,000円の減額で、その内容は一般会計繰入金の減額であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出であります。款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額は8万1,000円の減額で、その内容は職員給与費であります。

なお、10ページから13ページまで、職員給与費明細書を添付しましたので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第70号 平成22年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

議長（酒井久和君） 続いて、議案第71号及び議案第72号について、総務部長、説明願います。総務部長（小島幹久君） それでは、議案第71号 庁舎耐震補強改修工事請負契約の変更について、その内容の説明をさせていただきます。

本年6月10日、指名競争入札を執行し、松岡建設株式会社大口営業所が落札、6月17日の議

会最終日に契約金額 1 億905万5,100円の契約議決をいただきました。

今議会に上程させていただきますのは、3階第3委員会室の空調設備の追加工事費用が必要となり、請負に変更が生じ、地方自治法第96条第1項第5号及び大口町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める事件となりましたので、本議会にお願いするものであります。

1. 契約の目的、庁舎耐震補強改修工事。2. 契約金額、変更前 1 億905万5,100円、変更後 1 億1,052万900円。3. 契約の相手方、丹羽郡大口町河北二丁目147番地、松岡建設株式会社 大口営業所 代表取締役大口営業所長 松岡明德。

なお、変更設計内訳書を添付しておりますので御参照ください。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

次に、尾張北部広域行政圏協議会の廃止について、その内容の説明をさせていただきます。

尾張北部広域行政圏協議会は、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の5市2町により尾張北部地域の一体的整備と住民の福祉の増進を図るため、広域にわたる総合的な計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とし、昭和55年に設置され今日に至ったものです。ここに来て国の政策転換により、国の要綱が廃止になったため協議会の存続について協議しておりましたが、先の10月19日に開催された広域行政圏協議会において、廃止したいと決定されましたので、議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第72号について提案説明を終わります。

議長（酒井久和君） これをもって提案理由の説明を終了いたします。

会議の途中ですが、暫時休憩をいたします。

（午前10時55分）

議長（酒井久和君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時30分）

議案第58号から議案第60号までについて（質疑・討論・採決）

議長（酒井久和君） 日程第5、議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでを議題といたします。

初めに、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっております。御了承をお願いいたします。

なお、質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。これをもって議案第58号の質疑を終了いたします。

議案第59号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 質疑なしと認めます。これをもって議案第59号の質疑を終了いたします。

議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 休憩中に森町長からお話がありましたけれども、実は今回の人事院勧告に関することでありますけれども、県の職員の給与は、実は月給を3,181円引き上げるといふ県の人事委員会が勧告をいたしました。これは、10月12日のことであります。

これはどういう理由かということ、地域手当を8%から4月以降6.5%に引き下げた影響が、この給料の引き上げにつながったという説明が新聞等々でもなされているところであります。

大口町についていえば、この4月から9%の地域手当をゼロ%にしたわけですので、当然私はこの例から照らし合わせれば、賃金を引き上げるべきだと私は思うわけですが、その点についての見解を伺っておきます。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) 吉田議員から、今、県の給与改定についてのお話がありました。

県の方につきましては、県独自で人事委員会を持っておりますので、その人事委員会において今御指摘のあったような改正をされたというふうに聞いております。

本町につきましては、人事委員会を置くことができない団体でありますので、国に準拠した形で改正を行うわけですが、国は給与較差を計算していく折には、地域手当の支給地ごとのさらに学歴、それから年齢別といった形で計算をされておることでありまして、国

の給与の給料表とはうちは違うわけではありますが、そういった計算に基づいて数字が出ておりますので、今回については勧告に基づいた改正をしておるということで、愛知県の動きとは多少違う面があるというのは、そういった理由であります。以上です。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 大口町に勤めている人は、その地域を選ぶことはできません。ですから、地域手当というのは私は給料の一部であるというふうに、これを解釈するのが一番妥当ではないかなあというふうに思うんですね。

例えば転勤をする。例えば県の職員でも豊田市の方に転勤をすれば、豊田市というところの地域手当は多分10%以上だったと思います。12%か13%か、ちょっと忘れちゃったけれども、かなり高い地域手当になるというふうに思っています。日進市もたしかそうですね。あの辺が一番高いんです。だから、そういうところに転勤すれば、地域手当は上がるような形になっているんです、実は。ところが大口町は、そういう指定が一切受けられませんでした。それに基づいて、平成18年のときの勧告等々にもよるわけですけども、大口町の場合は地域手当はつかないよと。経過措置もあって、ことしの4月からそれが廃止されてしまったわけですけども、しかし、地域を選べない地方公務員に対して、そんなことまで適応させるということは、私はこれ明らかに不当だというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長(酒井久和君) 政策推進課長。

政策推進課長(社本 寛君) まず、県の職員の地域手当の件につきましては、6.5%という数字は、県内のさまざまな県の勤務地の平均をとったものということで、どこへ勤務をしても同じ6.5という数字だというふうにお聞きをしております。

例えば豊田市であるとか、先ほどお話にもありました日進市あたりは、豊田市の数字はちょっと覚えはありませんけど、日進などは10%が15%になったと、逆に上がった地域というふうにお聞きはしております。

また、地域手当の件に関しましては、先ほど議員御指摘のとおり、たしかに隣の江南市と犬山市と小牧市と大口町とではどう変わるといいますと、差は実態としてはないというふうには思っておりますので、ヒアリング等の折には、この地域手当の件に関しましては、町としての考え方、今は国に準拠した形でとり行っているんだけど、そういった決め方というか、指導の仕方については、やはり見直しをということで要望はしております。以上です。

議長(酒井久和君) その他、御意見ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 丹羽議員。

7番（丹羽 勉君） 国の勧告に準拠して引き下げないと、何か制裁があるんですか。

議長（酒井久和君） 政策推進課長。

政策推進課長（社本 寛君） 明確にこういったペナルティーがあったということは、過去にも実際に数字としてあらわれてきていないと。今までもあるんですけど、一貫して国等の資料を見ますと、特別交付税において地域手当の件、それから人勧の実施の状況の件に関してはコントロールをしていくというような方針は示されておりますので、本町の場合は特別交付税というのは、国が基準として見て計算から出てくる特別交付税というのは、ほとんどないわけなんですけれど、その中で本町に交付される交付税の内訳をとということで、再三県の方にはどういった内容かという問い合わせはしておりますけど、答えは返ってきていないということで、実際にペナルティーがあるのかないのかということは、実態としてはよくわからないというのが1点と、本町の場合は国に準拠した形で過去見直しをしてきておりますので、今のところペナルティーはないということになるかというふうに思います。

議長（酒井久和君） ほかに、ありますか。

（発言する者なし）

議長（酒井久和君） これをもって議案第60号の質疑を終了いたします。

これより、討論・採決に入ります。

議案第58号 大口町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第58号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第59号 大口町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（酒井久和君） 討論なしと認めます。

続いて、議案第59号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(酒井久和君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(酒井久和君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 議案第60号 大口町職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど質問したとおりでありますけれども、10月12日には県の人事委員会は、地域手当を8%から6.5%に引き下げた影響に基づいて、賃金の引き上げ3,181円を引き上げるという答申を出されました。これは私は当然のことだというふうに思うわけです。

大口町は、既にこの4月から9%の地域手当を全廃してしまいました。その影響は、議案第65号、まだきょうは審議していない説明のあった中で明らかになったわけでありまして、大口町の一般会計にある職員の平均給与は、34万1,040円という数字が出ているわけでありまして。

人事院勧告を出した折の全国平均の公務員給料は、39万5,666円であったと。そういう数字が出ているわけでありまして。民間の給料は全国平均ではどうかというと、39万4,909円ということで、これは公務員の給料が757円高かったということで、引き下げという人事院勧告が出ているわけでありまして。

それと比べても、大口町の職員の給与そのものは、4万円以上も低い状態に既に、この地域手当の引き下げによって、もうそれがなっているのが実態なわけです。ですから、そういう意味では、それを私は人事院勧告に基づいて給料を改定しているというのであれば、これは当然全国平均の公務員の給与に近づけるのは私は当然のことではないかなあというふうに思うんです。ここに人事院勧告というものを根拠にして、それで給与改定をするということであるのなら、既に町のそうした議案等々の中身を見れば、どれだけの開きがあるのかということは明らかです。だから、そういう意味では根拠のある数字が現実に出ているわけです。ですから、当然それに基づいて、私は給与改定がなされるのが当然だというふうに思うわけでありまして。それが残念ながら、地域手当も全廃した上に、さらに給料も引き下げる。また、56歳以上の職員については、さかのぼりとは言いませんけれども、しかし期末手当の中で、実質4月にさかのぼって、さらに賃金の減額まで行っていくという、大変私は不当なことを行っているというふうに言わざるを得ません。

人事院勧告そのものの成り立ちはというと、公務員に争議権を与えなかった、そういったも

のの代償措置として、じゃあどうやって賃金を決めたらいいのかということで、こういう人事院勧告というものがなされるようになったわけでありすけれども、その代償措置そのものが、どんどんいいように使われていっている。これが実態ではないかなあというふうに思うんです。また、国家公務員と地方公務員とは明らかに勤務のあり方等々は違いがあるわけです。それを全部一緒に合わせるとということは、私はそれは不可能だというふうに思うんです。それを合わせようとするほど矛盾が広がっていく、そういうことになるんだと思います。矛盾が広がるたびに、過去には首長さんの判断で、給料の改定等々も独自に行ったという歴史もあります。森町長さんも多分当時そういう恩恵に預かったうちのお一人じゃないかあというふうに私は思うんです。御自分が町長になったときに、そういったこともできないのかどうか、私は本当によく考えるべきだったと思うんです、そういう意味では。ですから、ぜひ私は今後とも引き続き、この地域手当の引き下げ分については、これは人事院勧告等々にとらわれず、給与として復元すべきであろうと、公務員同士での格差が広がっていくという状況が起きてくるわけですのでね、ですから、その点において要望して、この議案に対する反対の討論とさせていただきます。

議員の皆さん方の、反対ということに賛成していただきますように御要望を申し上げて、私の討論を終わります。

議長（酒井久和君） そのほか、ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（酒井久和君） 宮田議員。

5番（宮田和美君） この議案60号に対しての反対討論がありました。

皆さんも心の中ではそうかなというふうに思っておるんですけれども、今なぜこの人事院勧告が出されたかということを考えますと、やはり非常に景気が悪くなってきている。そして、その中で民間企業さんが非常に努力をしながら、でもなかなか景気が回復しない、給料は下がる。大口町においてでもそうでございます。町税も減っております、御存じのように。だから、そういう中で、やはり町民の皆様方がどう見ているかというようなことで、これ提案出された町長も腹ん中ではわかっておると思うんです。

だから、そういった町民の皆様方のお声をやはり聞くべきではなかるうかなというのが私の考えでございます。

なぜならば、私はずうっと民間企業で過ごしました。今、聞くところによると、時にはさかのぼって人事院勧告なんかは、本当に公務員の給料は何ヵ月分さかのぼってボーナス支給というようなことで、景気のいい話もありましたし、今吉田議員が言ったように、何%やらは余分に手当が出たというようなことを聞きました。民間企業ではありません、そんな特別なことは。

だから、皆様方が公務員として役場に勤められたのは、そもそも町民の皆様方に、少しでも自分の力を発揮すべきところ、その職場を選ばれたのが役場の職員であろうと思います。だから、公務員、公僕でございます。先ほどのお話があったように、自信を持っていただきたい。そのためには、やっぱり給料を上げるべきだというようなお話もございましたんですけども、やはり本筋は、町民の皆様方の少しでも力になるべく、そういう存在でこの役場に入られたと私は思っております。だから、給料が少々減ったって、そうじゃないよ、給料ばかりじゃないよ、我々はみんなのために町民のために働いておるんだと、そういう意識をやっぱり持っていただければいかなというふうに思っております。

私たち民間は、本当に苦しいとき普通だったら、こんな5%や10%ではおさまりません。本当に苦しいとき首切りもありました。私の勤務期間内に2回ありました。人員整理、肩たたき。どうしたらいいか。少しでも同僚を助けるためには、我々も給料を下げても一人の同僚を助けようじゃないか。そういった組合の方針によりまして、給料を減額して従業員の首切りをなくそうというようなことで戦ってきました。

今言いましたように、そんな時分、公務員さんはいいなあ。本当に公務員いいなあ。そんなときでも何十万というボーナスが支給されておりました。

だから、私は今、人事院勧告が出されたのは、そういった庶民の皆様方の声が高かったから、あえて出されたというふうに思っております。よく人事院なんかは、民間ベース、民間ベースと言います。大手企業です、平均。今、大口町の中で平均で今の三十何万ありますか。ありませんと思いますよ。だから、町民の皆さんが言われるのは、公務員はいいなあと言います。

そういった観点で今回出された議案に対しまして、私は賛成という立場で討論をさせていただきました。以上です。

議長（酒井久和君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第60号の採決に入ります。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（酒井久和君） 起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

散会の宣告

議長（酒井久和君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日からは議案精読のため休会とし、12月3日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、議案に対する質疑を行います。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、一般質問の締め切りは、明日1日の正午までとなっておりますので、時間厳守をお願いいたします。本日はどうも御苦労さまでございました。

(午前11時52分)

